

完全保存版



葬儀後の
マメ知識

いざという時に後悔しない



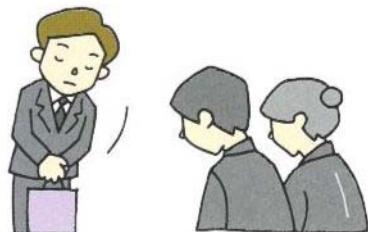
お葬式のあとに・・・。

最愛の家族の死ほど悲しいことはありません。その悲しみの中、速やかにご葬儀を執り行い、その後もいろいろな手続きが必要となってきます。喪主がしなくてはならない事柄は、むしろご葬儀後の方が多いといえるでしょう。それぞれのご家族の事情により多少異なる事もあるかもしれません。本書では基本的な「葬儀後にしなければならない事」を紹介しています。ご参考になれば幸いです。

葬儀後のながれ

関係先への挨拶

- 葬儀の時、特別にお世話になった方々や、いろいろご迷惑をかけたご近所などへは葬儀終了後2~3日以内に喪主又は遺族が直接手土産を持参し、お礼の挨拶に回ります。
- 葬儀直後は喪服を、2~3日後なら地味な平服が良いでしょう。遠方の方には電話でお礼を伝えます。
- 弔問(会葬)には来られず、弔電や供花・供物等をお届けいただいた方々には、御礼状(はがき)を出すのがよいと思われます。



関連費用の支払い



- 葬儀終了後、数日たつとJA葬祭から明細書及び請求書が届きます。事前の見積書と照合し、明細を充分に確認してから支払いをします。
- 相続税の申告に必要となるため、葬儀に関わった費用の領収書は一括して保管しておきましょう。

四十九日法要の手配



- 最近は四十九日の法要と納骨を兼ねて行うケースが一般的に多いようです。
- 日程については参列者の都合を考慮し、土曜、日曜、祭日(四十九日該当日の前)に行うケースが一般的に多いようです。
- 僧侶のご都合や参列者への連絡(案内状)及び出欠の確認、法要後の会食の手配とお引物の用意が必要です。

神式の場合

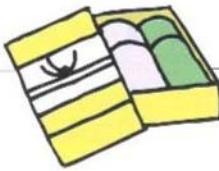
- 仏式の忌明法要にあたるものとして五十日祭があります。最近は五十日祭に清祓の儀と合祀祭をいつしょに執り行うことが多くなりました。

法要の営み方



- 僧侶の読経…普通20~30分くらいです。
- 焼香…焼香は、故人と関係の深い順に行います。
- 墓参り…菩提寺で法要を営むときは、全員で墓参りをします。お墓が遠方にある場合は、日を改めて家族だけで墓参りをすることが多いようです。
- 会食…法要の後は「お齋(おとぎ)」と言って会食をすることが一般的です。会食場所は、自宅や寺院、ホテル、ホール、料亭、レストラン等があります。自宅や寺院、ホール等で法要を営むときは、その場に仕出し料理をとってもかまいません。仕出しを予約するときは、法要の席であることを伝えます。

香典返し（忌明け返しの場合）

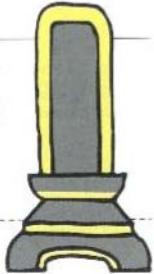


- 香典返しは、「故人に関する弔辞が一切滞りなく終了しました」という報告と、御礼の意味を兼ねたものとして、式祭の終了後にお届けするのが一般的です。

位牌の手配

- 葬儀の時に使用した白木の位牌は四十九日(忌明け)間だけの仮のものです。したがって四十九日の法要の前に本位牌(黒塗等)を仏具店等に依頼し、四十九日の法要の時、本位牌の供養と白木位牌のお焼き上げを僧侶にお願いをするケースが多いようです。

※宗派によっては本位牌を用いず、「過去帳」を用いる場合があります。



神式の場合

- 仏式に位牌がある様に、神式にも位牌にあたる靈璽(れいじ)というものがあります。

仏壇・仏具の手配

- 仏壇は四十九日(忌明け)までに準備するのが一般的です。それまでに準備できない場合は命日やお盆、お彼岸を目安に購入するようにしましょう。
- 安置する場所の幅、高さ、奥行きを確かめ、その部屋のインテリアや他の家具との調和も考えましょう。安置する場所がない場合は、タンスや棚の上に置くことができる「上置き仏壇」をおすすめします。

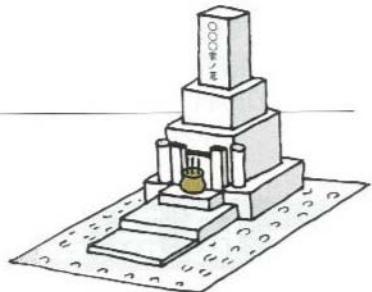


神式の場合

- 神式では、故人の靈をまつる場として「祖靈舎」を用意します。靈璽(れいじ)を、五十日祭の忌明けをもって「祖靈舎」に移して、先祖の靈といっしょに祀ります。

墓地・墓石の手配

- 墓地や墓石は、忌明けの法要までに準備するのが多いようです。また、忌明けまでに墓地・墓石の手配が行えない場合は納骨堂などの保管施設にお預けするのも良いでしょう。



諸手続き

- 本書「お葬式後の手続き」(P8~)参照

形見分け

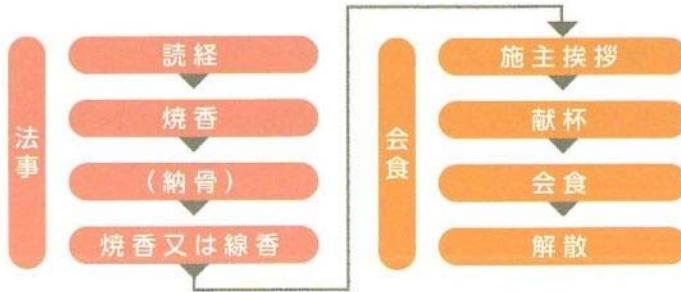
- 形見分けは故人とごく親しい人だけで行います。
- 贈る相手に相応しい品を選び、贈るようにします。
- 貴重品や高価なものなど品物によっては、贈与税の対象となる場合がありますので、注意しましょう。
- また、目上の人への形見分けは希望がない限り、差し控えます。

四十九日法要

- 四十九日法要(納骨)の一般的な流れ

神式の場合

- 親族・知人を招き、忌明けの供養をする。神職を呼んで、献饌、祭詞、玉串奉奠などを行う。

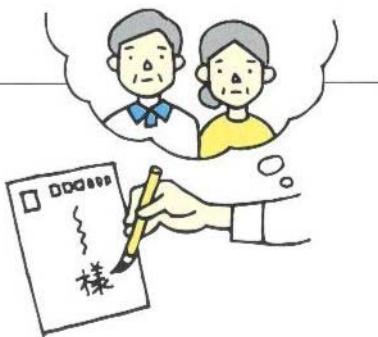


僧侶へのお礼

- 法要のお布施には決まった金額はありません。ただ、自宅での法要等で僧侶に足を運ばせた場合は「御車代」、会食を辞退されたときは「御膳料」をお布施とは別に包みます。金額の目安がわからないときは、寺院に直接お聞きするとよいでしょう。

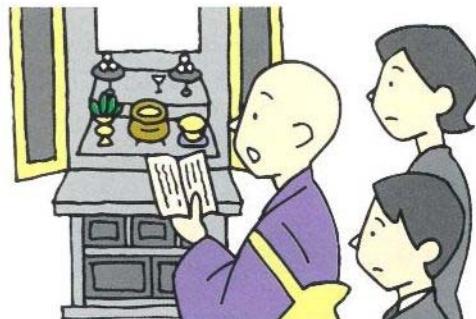
年賀欠礼

- 喪中の間に新年を迎える場合は、年賀の挨拶は控え、12月初旬には、年賀欠礼状(喪中ハガキ)を出します。
- 宛名書きの日数も必要ですので、早めに手配をしましょう。



新盆

- 故人の四十九日忌明け後、初めて迎えるお盆を新盆といいます。
- 親族、知人を招き、僧侶を迎えて読経をしていただきます。
- お盆期間中は、仏様は靈供膳といって朝・昼・晩家族と同じように食事を供えます。
- 提灯を軒先や縁側や仏壇の前につるして灯をともし、その灯によって精霊は迷うことなく家までたどり着いてもらうという意味がこめられています。



一周忌までに

一周忌法要の準備

- 日時・会場の決定
- 僧侶への連絡 ※遅くとも1ヵ月前までに
- 電話かハガキで参列者への案内
- お料理・供養品の手配
- お茶菓子・飲み物・布団など来客者への用意
- お墓参りの用意
- お布施・お車代・御膳料の準備
- 年忌祭壇の手配と仏壇の準備
- 仏花・お供えの用意

※一周忌で招く人は、三親等くらいまでに広げ、故人と親交の深かった方々もお招きするのが一般的のようです。

※一周忌の法要は、翌年の亡くなった月日と同じ日に行いますが、出席者の都合を考え、早めの土、日曜や祭日に行うことが多くなりました。

※一周忌の後は、三回忌、七回忌、十三回忌、二十三回忌、二十七回忌、三十三回忌、五十回忌、百回忌の順で法要を営みます。

神式の場合

- 年忌祭(仏式でいう法事) 一年祭の後は、三年、五年、十年、毎十年祭、五十年祭をまつりあげとし、全て満年忌で行います。

法要の挨拶文例

四十九日法要

本日は亡き(○○○○)の四十九日法要にご列席いただき、ありがとうございました。また(○○○○)の葬儀の際には一方ならぬご配慮をいただき、遺族一同感謝にたえぬところでございます。改めて厚くお礼申し上げます。

おかげで四十九日法要も滞りなく終了することができました。(○○○○)はにぎやかなことが好きな人でしたので、本日、生前親しくしていただいた皆様方にお集まりいただき、さぞかし喜んでいること思います。ささやかではございますが、酒食を用意いたしました。どうか、お召し上がりながら、(○○○○)の思い出などをお聞かせ願えればと存じます。

本日は誠にありがとうございました。

一周忌法要

本日は、ご多用中のところ、亡き(○○○○)の一周忌にご列席いただきまして誠にありがとうございました。早いもので(○○○○)が他界して一年の月日が過ぎました。私ども家族もしばらくはぼう然とするばかりでしたが、ようやく元気を取り戻すことができました。これもひとえに皆様方のお力添えのおかげと感謝いたしております。本日はお越しいただいたにもかかわらず、たいしたおもてなしもできず心苦しい限りではございますが、亡き(○○○○)につきあっていただき、時間の許す限りゆっくり召しあがっていただきたいと存じます。本日は誠にありがとうございました。

十三回忌法要

皆様、しばらくでございます。本日はお忙しい中を、またお寒い中を(○○○○)の十三回忌においていただき、ありがとうございました。日頃はご無沙汰ばかり申しあげ、失礼いたしておりますが、皆様の元気なお姿を拝見し、うれしく存じます。私ども家族も(○○○○)に見守られ~近況報告など~、健康に過ごしております。これも皆様のあたたかいお力添えの賜物と感謝いたしております。本日はわざわざお越しいただきましたのに、おもてなしと申せぬささやかなものですが、ご用意させていただきました。(○○○○)をしのびながらゆっくりお過ごしいただくのが何よりの供養になることと存じます。

本日は誠にありがとうございました。

葬儀後のスケジュール

月/日	曜日	スケジュール	月/日	曜日	スケジュール
1	/	死亡日(命日)	26	/	
2	/	通夜 お香典即日返し	27	/	
3	/	告別式	28	/	四七日(よなのか)
4	/		29	/	
5	/		30	/	三十日祭
6	/		31	/	
7	/	初七日(葬儀当日に行うことが多い)	32	/	
8	/		33	/	
9	/		34	/	
10	/	十日祭	35	/	五七日(いつなのか)
11	/		36	/	
12	/		37	/	
13	/		38	/	
14	/	二七日(ふたなのか)	39	/	
15	/		40	/	四十日祭
16	/		41	/	
17	/		42	/	六七日(むなのか)
18	/		43	/	
19	/		44	/	
20	/	二十日祭	45	/	
21	/	三七日(みなののか)	46	/	
22	/		47	/	
23	/		48	/	
24	/		49	/	七七日忌(しちしちにちき):この日で忌明け
25	/		50	/	五十日祭

葬儀後のスケジュール

仏式の一例

忌命日	予定日	備考
一周忌 命日より数えて 満1年目の祥月命日		
三回忌 命日より数えて 満2年目の祥月命日		
七回忌 命日より数えて 満6年目の祥月命日		
十三回忌 命日より数えて 満12年目の祥月命日		
十七回忌 命日より数えて 満16年目の祥月命日		
二十三回忌 命日より数えて 満22年目の祥月命日		
二十七回忌 命日より数えて 満26年目の祥月命日		
三十三回忌 命日より数えて 満32年目の祥月命日		
五十回忌 命日より数えて 満49年目の祥月命日		

*仏事は、葬儀後の行事や法要など何かと大変なことが続きます。故人の供養の為にも、この手引きをご参考になさって、ご先祖を永くご供養下さい。

神式の一例

靈祭日	予定日	備考	靈祭日	予定日	備考
十日祭			三年祭		
二十日祭			五年祭		
三十日祭			十年祭		
四十日祭			二十年祭		
五十日祭			三十年祭		
百日祭			四十年祭		
一年祭			五十年祭		

【式年祭】神式にも中陰法要・年忌法要にあたる葬式があります。十日目ごとの靈祭、年単位で行う式年祭があり、一、三、五、十年祭と続き、十年以降五十年祭まで十年ごとに行われます。ちなみに納骨は五十日祭で行われることが多いようです。

お葬式後に必要な手続きや届け出は？

手続きや届け出は 大きく分けて3種類

お葬式後にやらなければならない手続きには、大きく分けて、3種類あります。

1

名義変更・
解約などの
届け出手続き

2

お金の
受け取りの
手続き

3

遺産相続に
関する手続き

名義変更は、電気、ガス、水道や電話の契約者変更など、なるべく早く行うものと、不動産や預貯金、株式など、遺産相続が確定してから行うものがあります。また、故人の運転免許証や、パスポート、クレジットカード、各種会員証などは返却や解約を行います。クレジットカードは電話で死亡を伝えて、未払いの料金の支払いを済ませ、早めに手続きをするほうがいいでしょう。

申請しないともらえない お金の受け取り手続き

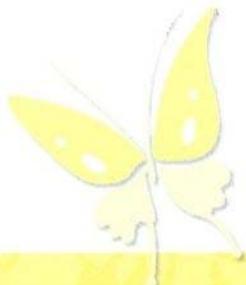
お金の受け取りの手続きには、おもに、健康保険から出るお葬式の費用の請求、年金・一時金などの請求、死亡保険金の支払い請求などがあります。

いずれも手続きしないともらえません。

請求期限のあるものは、期限内に忘れずに行う必要があります。

その際、戸籍謄本、住民票など多くの書類が必要になります。

これらは複数の手続きが必要になるので、事前に何通必要か調べておくといいでしょう。



死亡にともなう手続き一覧

その
1

手続きの種類・文書名	期 限	手続き先	必要となるケース・他	必要な書類	チェック欄
世帯主の変更届	14日以内	市区町村役所	故人が世帯主だった場合	<input type="radio"/> 届け出先窓口にある「住民異動届」 <input type="radio"/> 運転免許証などの身分証明書 <input type="radio"/> 届出人の印鑑	
児童扶養手当認定請求書	世帯主変更届と同時に(14日以内)	市区町村役所	母子家庭になった場合、世帯主変更届と同時に提出		
国民健康保険資格喪失届	14日以内	市区町村役所	葬祭費の請求もあわせて行う		
国民健康保険加入手続き	速やかに、死亡した日の翌日から14日以内	市区町村役所	遺族が健康保険組合加入者の被扶養者だった場合	<input type="radio"/> 故人の勤務先からの健康保険等、資格喪失証明書または退職証明書 <input type="radio"/> 運転免許証などの身分証明書 <input type="radio"/> 印鑑	
年金受給停止の手続き	10日以内	市区町村役所あるいは社会保険事務所	故人が年金受給者だった場合	<input type="radio"/> 年金受給権者死亡届(失職届) <input type="radio"/> 未支給年金・保険給付請求書(年金受給権者死亡届とセット) <input type="radio"/> 年金証書 <input type="radio"/> 死亡診断書の写し又は、埋葬許可書 <input type="radio"/> 戸籍謄本(抄本) <input type="radio"/> 故人と年金請求者の住民票(世帯全員が記載されているもの)	
所得税の準確定申告	4ヶ月以内	故人の所轄の税務署	•故人が自営業者の場合 •医療費控除を受ける場合	<input type="radio"/> 準確定申告書 <input type="radio"/> 死亡日までの決算書(源泉徴収票) <input type="radio"/> 相続人全員の認印 <input type="radio"/> 医療費、社会保険料・生命保険料、損害保険料などの領収書 <input type="radio"/> 運転免許証など申告者の身分を確認できるもの	
医療費控除の手続き	5年以内(毎年2月16日～3月15日まで)	故人の所轄の税務署	その年に支払った医療費の総額が10万円以上の場合	<input type="radio"/> 故人の源泉徴収票 <input type="radio"/> 相続人全員の認印 <input type="radio"/> 前年(5年前のものまで可)1年間の医療費支出を証明できる領収書など	
介護保険の資格喪失届	14日以内	市区町村役所	故人が65歳以上および介護保険証の交付を受けていた場合		



死亡にともなう手続き一覧

その
2

手続きの種類・文書名	期 限	手続き先	必要となるケース・他	必要な書類	チェック欄
すぐに手続きしたい名義変更	電気・ガス・水道	速やかに	最寄りの営業所	電話で名義変更ができる	
	電話	速やかに	最寄りのNTT窓口	必要書類を持参する	○故人の戸籍謄本または死亡診断書の写し ○新しい名義人の戸籍抄本または謄本 ○印鑑
	公団・公営の賃貸住宅	速やかに	最寄りの営業所	必要書類をそろえて継承または解約する	○名義継承願 ○戸籍謄本 ○住民票 ○所得証明書 ○印鑑証明書など ※民間の場合は家主に連絡をして契約者の変更をする。
	NHK受信料	速やかに	NHKフリーダイヤル窓口	電話で名義変更ができる	
	老人医療受給者証	速やかに	市区町村役所	故人が75歳以上の場合	
返却・解約の手続き	運転免許証	速やかに	所轄の警察署	故人が免許を持っていた場合	
	パスポート	速やかに	都道府県の旅券課	故人が取得していた場合	
	クレジットカード	速やかに	各クレジット会社	故人が会員だった場合	○退会手続(各社の様式で)
	シルバーパス	速やかに	市区町村役所	故人が70歳以上の場合	
携帯電話	速やかに	各携帯電話会社	故人が契約していた場合		





お金を受け取る手続き一覧

手続きの 種類・文書名	期 限	手続き先	必要となる ケース・他	必要な書類	チェック 欄
お葬式の費用	国民健康保険の葬祭費の申請	2年以内	市区町村役所	故人が 国民健康保険 被保険者 だった場合	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 葬祭費支給申請書 <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 印鑑(受給者) <input type="checkbox"/> 振込先口座番号 <input type="checkbox"/> 会葬礼状や葬儀社の領収証 など喪主が確認できるもの
	健康保険の埋葬料(費)の申請	2年以内	健康保険組合 または 社会保険事務所	故人が 健康保険の 被保険者 だった場合	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者 家族埋葬料(費)請求書 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 埋葬許可証または 死亡診断書のコピー <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 振込先口座番号 <input type="checkbox"/> 埋葬費用領収書 (遺族以外が申請する場合)
高額療養費の 還付申請	支払い日から 2年以内	国民健康保険は 市区町村役所、 それ以外は勤務先	1ヶ月の 療養費が 一定額を 超えた場合	<input type="checkbox"/> 高額療養費支給申請書 <input type="checkbox"/> 医療機関の領収書 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 払い戻しの案内 (ある場合のみ) <input type="checkbox"/> 振込口座番号	
生命保険の 死亡保険金の 請求	2年以内	各保険会社	故人が 加入していた 場合	<input type="checkbox"/> 死亡保険金支払請求書 <input type="checkbox"/> 生命保険証券 <input type="checkbox"/> 死亡診断書 <input type="checkbox"/> 故人の除籍謄本又は、抄本 <input type="checkbox"/> 受取人の戸籍謄本又は、抄本 <input type="checkbox"/> 受取人の印鑑と印鑑証明書 <small>*受取人が複数の場合は、受取人全員分の戸籍謄本または抄本と印鑑証明書が必要</small>	
国民年金の手 続き	遺族基礎年金 裁定請求書	5年以内	市区町村役所	故人が 国民年金のみに 加入の被保険者 だった場合	<input type="checkbox"/> 国民年金遺族基礎年金裁定請求書 <input type="checkbox"/> 故人と請求者の国民年金手帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(除籍の記載があるもの) <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 (除籍の記載があるもの) <input type="checkbox"/> 死亡診断書のコピーが証明書 <input type="checkbox"/> 源泉徴収票または非課税証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 振込先口座番号
	寡婦年金 裁定請求書	5年以内	市区町村役所	夫が国民年金 のみに加入の 被保険者だった 場合	<input type="checkbox"/> 国民年金寡婦年金裁定請求書 <input type="checkbox"/> 故人と妻の国民年金手帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (除籍の記載があるもの) <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 (除籍の記載があるもの) <input type="checkbox"/> 源泉徴収票 ○印鑑 <input type="checkbox"/> 振込先口座番号
	死亡一時金 裁定請求書	2年以内	市区町村役所	遺族基礎年金も 寡婦年金も 受けられない場合	<input type="checkbox"/> 死亡一時金裁定請求書 <input type="checkbox"/> 故人の国民年金手帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (除籍の記載があるもの) <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 (除籍の記載があるもの) <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 振込先口座番号
国民年金・ 厚生年金保険・ 船員保険遺族給付 裁定請求書	5年以内	勤務先を 管轄する 社会保険事務所	故人が 厚生(共済)年金に 加入していた場合	<input type="checkbox"/> 遺族厚生年金裁定請求書 <input type="checkbox"/> 故人と請求者の 厚生(共済)年金手帳 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 死亡診断書のコピー <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(除籍の記載があるもの) <input type="checkbox"/> 源泉徴収票 ○印鑑 <input type="checkbox"/> 振込先口座番号	

相続についての手続きの流れ



期日	内容	書類	備考
死 亡	相続の開始		
7日以内	死亡届の提出	死亡届	死亡診断書を添付して 7日以内に市区町村役所に提出 ↓P14(A)
12か月以内	遺留分の減殺請求	遺言書の有無の確認 葬儀費用の出納整理	葬儀費用は遺産の債務となるが、 香典返しは含まれない ↓P14(B)
10か月以内	現物での納税 納税の期間延長 相続税の申告・納付	相続人の確認 遺言書検認申立書	「公正証書遺言」 ↓P14(C) 以外の 遺言がある場合は、家庭裁判所で 検認を受けてから開封する ↓P14(D)
4か月以内	被相続人の所得税申告・納付	戸籍謄本 被相続人の戸籍謄本をとり、 相続人を確定する ↓P14(E)	※被相続人の「出生から死亡まで繋がる戸籍、除籍、 改製原戸籍」及び相続人の「現在戸籍」が必要
3か月以内	相続の放棄・限定承認 ※相続人が自分のために 相続が開始したことを見 知った時から3ヶ月以内	相続放棄申述書 相続確定申告書 相続放棄申述書 相続する財産の調査	相続する財産の調査
	遺産の分割協議 相続税の申告・納付	相続確定申告書 相続分割協議書 各相続人の相続財産の 分配を決める ↓P15(H)	必要な場合は、3か月以内に 家庭裁判所に申述する ↓P14(F)
	相続税の申告書 相続税申告書	相続税申告・納税する ↓P15(I)	故人が死亡した日までの 所得を4か月以内に 税務署に申告する ↓P15(G)
	相続税物納申請書 納税の現物での 財産の現物での 納税(物納)が認められる ↓P15(J)	相続開始から10か月以内に 相続税を申告・納税する ↓P15(I)	
	遺留分の減殺請求書 遺留分減殺請求書	経済的な理由など一定の条件に あてはまる場合は、 税務署に届け出ることで 納税の期間の延長や、 財産の現物での 納税(物納)が認められる ↓P15(K)	遺留分が侵害されていたら、 遺留分の権利者は相続及び減殺すべき 遺贈・贈与があつたことを知った時から 1年以内に減殺の請求をする ↓P15(K)

相続についての手続きの詳細



A 死亡届の手続き

だれが?	どこで?	いつまでに?	必要なもの
①同居の親族 ②親族以外の同居人 ③家主、家屋管理人、土地管理人、地主	①死亡した人の本籍地 ②届出人の現住所 ③死亡した場所 いずれかの市区町村の戸籍係	死亡を知ってから7日以内	届出人の印鑑

B 相続する財産は?

相続は預貯金や不動産などの他、借金やローンなども対象となります。

プラス財産	マイナス財産
・現金、預貯金、有価証券	・借金、住宅ローン、買掛金、手形・小切手の支払い債務など
・不動産(土地、自家用家屋、店舗、借地権、借家権など)	・公租公課(所得税、住民税、固定資産税、自動車税など)
・動産(車、家財道具、貴金属、書画骨董、ペットなど)	・その他の債務(損害賠償、保障債務、未払いの賃料など)

C 「公正証書遺言」とは?

公証人に作ってもらう遺言で、もっとも信頼性のある遺言。

公証役場で保管するので紛失の心配がありません。

「公正証書遺言」の他に「自筆証書遺言」と「秘密証書遺言」があります。

D 「公正証書遺言」以外の遺言書が見つかったら?

遺言者が死亡し、遺言書が見つかったらすぐに遺言書を家庭裁判所に提出して検認の手続きをします。

E 相続人になる人は?

相続人と相続の順位 [現時点では以下の通りです。]

- 確定相続人 配偶者(常に相続人)
- 第1順位 子及びその代襲相続人たる直系卑属
- 第2順位 直系尊属(親等に近い者が優先)
- 第3順位 兄弟姉妹及びその代襲相続人たる甥・姪

F 相続の放棄をする・限定承認とは?

相続の放棄をするには家庭裁判所に申し出て手続きをする必要があります。相続できる財産よりも借金のほうが明らかに多い場合などに有効です。但し、いったん相続を放棄してしまうと取り消すことはできないので注意しましょう。

限定承認とは相続人が相続によって得た財産の範囲内で被相続人の債務を弁済することを条件として相続することです。

どちらも、相続人になったことを知ったときから3ヶ月以内に家庭裁判所に申し出なければなりません。

G 準確定申告の手続き

だれが?	どこで?	いつまでに?	必要なもの
相続人または包括遺贈を受けている人	故人の住所地を管轄する税務署	死亡を知った日の翌日から4ヶ月以内	・準確定申告書 ・死亡日までの決算書(源泉徴収票) ・相続人全員の認印 ・医療費・社会保険料・生命保険料、損害保険料などの領収書 ・運転免許証など申告者の身分を確認できるもの

H 遺産の分割方法は?

遺産の分割には以下の方法があります。

- ①遺言書がある場合は遺言書に従う、もしくは相続人全員の協議による。
- ②遺言書がない場合は相続人全員の協議によるか、もしくは法定相続分による。
- ③民法では「遺産の分割の基準」として、次の通り定めている。

「遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。」

※相続人の中に、「認知症の方」「行方不明者」「未成年者」がいる場合には、専門家にご相談ください。

I 相続税の申告に必要なものは?

相続税の申告書は税務署でもらうことができます。
申告には申告書の他に、次の書類が必要です。

- 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本 被相続人の略歴書
- 相続関係図 遺産分割協議書(遺言書の写し) 相続人全員の現在の戸籍謄本
- 相続人全員の印鑑証明書 生命保険金等支払通知書の写し
- 土地建物の登記簿謄本 土地、株式の評価計算書 固定資産税評価証明書
- 預金等の残高証明書 生命保険等支払通知書の写し

J 税金が払えないときは?

相続税額が10万円を超えており、公社債、不動産などの担保を提供するなどの条件があり、税務署長が認めた場合には「延納」が認められます。延納期限は5年が原則です。

延納でも納税が困難な場合は「物納」を申請することができます。

【物納できる財産】

- ①国債および地方債 ②不動産、船舶 ③社債、株式など
- ④動産で相続税の課税価格の計算に含まれている財産

K 「遺留分」とは?

一定の法定相続人には最低限の割合で相続が認められる「遺留分」という制度があります。遺言や贈与によって自分の相続分が遺留分を下回ったら「遺留分減殺請求」といって、その分を取り戻すことができます。



『感動の人柄葬』

故人の人柄が偲ばれる葬儀のこと、
JA葬祭のあり方に関するコンセプトです。
『感動葬』という大きなコンセプトの中に
『人柄葬』というサービスコンセプトがあります。

鹿児島県JA葬祭チェーン